

第1章 総 則

第1条 本規約は、会則第6条から第9条に基づき、役員（会長、副会長）の選出方法を定めるものである。

第2章 選挙管理委員会

第2条 選挙管理委員会の構成は4名とし、第1回理事会において選出された選挙管理委員3名と会長をもって構成する。

2 選挙管理委員は、各ブロック（小・中学校、高校・特別支援）から小・中学校は2名、高校・特別支援は1名を選出し、会長が任命する。

3 選挙管理委員の任期は、任命後、次期選挙管理委員が選出されるまでとする。

4 選挙管理委員会は、選挙管理委員の互選により選任した委員長が召集する。

第3条 選挙管理委員は、役員の選出が公正に行われるように、選挙を管理するとともに、次の業務を行う。

(1) 会長の選出

①第1回理事会後、役員経験者（会計・庶務を含む）の中から、本人の内諾を得て会長候補者として推薦するよう、現役員会へすみやかに依頼する。

②会長経験者の再任は妨げないが、原則として4年を上限とする。

③役員会から推薦された会長候補者について、全会員による信任投票により選出する。

(2) 副会長の選出

①第1回理事会後に、選挙管理委員の所属するブロック内の各支部へ、ブロック代表（副会長）の立候補者を募る。

②各ブロックにおいて、ブロック代表（副会長）の立候補者が規定数を超えた場合、または立候補者がいない場合は、ブロック会員による一会員一票の投票により選出する。投票は無記名とし、投票用紙は選挙管理委員が作成する。

③すべてのブロックの投票終了後、直ちに選挙管理委員会において開票し、得票数の多い順に内諾を得る。ただし、得票数が同数の場合は、選挙管理委員会において無作為抽出を行い、内諾を得る順を決める。得票数については、公開しない。

④ブロックの分け方は、定期的に見直しをする。

(3) 報告

①委員長は、第2回理事会において選挙管理委員会における会長・副会長の選出結果を報告し、承認を受ける。

②委員長は、総会において、役員選出結果を報告する。

③委員長は、第3回理事会において、選挙に関する業務について報告する。

第3章 役員の欠員補充

第4条 任期途中で、役員に欠員が生じた場合は、役員経験者から補充選任し、理事会または理事の過半数の承認を得る。

2 補充した役員の任期は、前任者の残留期間とする。

付 則

この規約は、平成23年11月8日（火）より施行する。

令和3年11月一部改正